

相続登記の申請が義務化

されます

令和6年4月1日
スタート

正当な理由
がなく相続登
記の申請をしな
い場合、10万円
以下の過料が科され
ることがあります。



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

相続（遺言を含む。）によって土地や建物を取得した相続人は、そのことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をする必要があります。令和6年4月1日より前に相続によって取得した土地や建物についても対象となります。



相続土地国庫帰属制度

～相続した土地の管理
にお困りの方へ～

相続した不要な土地、国が引き取ります。

- ・ 帰属させることができる土地は、法令の要件を満たしている必要があります。
- ・ 負担金の納付など、一定の費用負担が必要です。



相続登記の申請義務化
に関するお問い合わせ

佐賀地方法務局登記部門
TEL 0952-26-2184

武雄支局 TEL 0954-22-2779
伊万里支局 TEL 0955-23-2885
唐津支局 TEL 0955-74-1442
鳥栖出張所 TEL 0942-82-2621

相続土地国庫帰属制度
に関するお問い合わせ

佐賀地方法務局登記部門
相続土地国庫帰属審査室
TEL 0952-26-2453

専門家に相談したい場合のお問い合わせ

佐賀県司法書士会

佐賀地方法務局と佐賀県司法書士会は、相続登記の申請義務化に向けた周知・広報に連携して取り組んでいます。

TEL 0952-29-0626



自筆証書遺言書保管制度

あなたの大切な遺言書を 法務局が保管します

紛失、亡失、改ざ
んの心配がありません

検認不要

保管手数料
3,900円



遺言書ほかんガルー

～あなたの想いを伝え、相続手続を円滑に～

遺言は、財産を受け継ぐ相続人が速やかに手続をするために有効な手段です。

こんなときには、**遺言書**を残されることをおすすめします！

- ◆夫婦間に子どもがないので、配偶者に全財産を相続させたい
- ◇法律上の婚姻関係にないパートナーに財産を残したい
- ◆例えば、息子には不動産を、娘には預貯金を、というように、家族の状況に応じて財産を相続させたい
- ◇お世話になった息子の妻や娘の夫など、相続人でない方に財産を分けたい

自筆証書遺言書保管制度に関するお問い合わせ

法務局手続案内予約サービス

佐賀地方法務局供託課
TEL 0952-26-2192

武雄支局 TEL 0954-22-2435
伊万里支局 TEL 0955-23-2492
唐津支局 TEL 0955-74-1441

自筆証書遺言書保管の手続には予約が必要です。
<http://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

